書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０７７号
東京都葛飾区東新小岩４丁目16番12号
清算株式会社　高千穂急送株式会社
代表清算人　鶴田　琴美（江尻琴美）
１　決定年月日　令和７年11月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１号
新潟県佐渡市北狄1561番地
清算株式会社　株式会社Ａｃｒｏｓｓ　Ｔｈｅ　Ｓｅａ
代表清算人　菊地　祐一
１　決定年月日　令和７年11月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所佐渡支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０２８号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社ライチョウ
１　決定年月日　令和７年11月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０４３号
東京都中野区松が丘２丁目19番11号
清算株式会社　興和サイン株式会社
１　決定年月日　令和７年11月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０４７号
東京都渋谷区桜丘町１番２号渋谷サクラステージセントラルビル11階
清算株式会社　飯綱東高原観光開発株式会社
１　決定年月日　令和７年11月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第６号
静岡県浜松市中央区大久保町1509番地
清算株式会社　日星アスカ開発株式会社
１　決定年月日　令和７年11月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和７年（ヒ）第１号
熊本県天草市亀場町亀川132番地１
清算株式会社　天草権現ファーム株式会社
１　決定年月日　令和７年11月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所天草支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第７号
北海道帯広市西４条南１丁目18番地１
清算株式会社　見浦電材株式会社
代表清算人　岩田　圭只
１　決定年月日　令和７年11月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に関する弁済
一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　調整条項
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本の割合に応じて弁済する。
この場合において、協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。
釧路地方裁判所帯広支部